

# 飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方 についても、消費税の軽減税率制度実施後は 「区分経理」が必要となります



軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。

また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要となります。

## 帳簿の区分経理・記載事項について

2019年10月からは、現行の記載事項に加え、売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (2019年10月～)
帳簿の 記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税仕入れの相手方の氏名又は名称</li> <li>取引年月日</li> <li>取引の内容</li> <li>取引の対価の額</li> </ul>	<p>左記の記載事項に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>軽減税率の対象品目である旨</li> </ul>

## 帳簿から消費税確定申告書を作成する際のイメージ(経費の例)

### 〔これまで〕

帳簿(経費)

XX年 月 日	内容	金額
XX XX	水道光熱費 (市)	,
XX XX	会議費 (商店、お茶代ほか)	,
XX XX	接待交際費 (屋、仕出弁当代)	,
⋮	⋮	
	XX年合計	,

消費税申告書 付表

課税仕入れに係る支払対価の額	,
課税仕入れに係る消費税額	,

消費税申告書

控除対象仕入税額	,
----------	---

### 〔軽減税率制度実施(2019年10月)後〕

帳簿(経費)

XX年 月 日	内容	金額
XX XX	水道光熱費 (市)	,
XX XX	会議費 (商店、お茶代)	,
	会議費 (商店、文具代)	,
XX XX	接待交際費 (屋、仕出弁当代)	,
⋮	⋮	
	XX年合計	,

軽減税率対象品目 8%対象  
10%対象

消費税申告書 付表

	6.24%分	7.8%分	合計
課税仕入れに係る支払対価の額	,	,	,
課税仕入れに係る消費税額	,	,	,

消費税申告書

控除対象仕入税額	,
----------	---

飲食料品(軽減税率8%)とそれ以外(標準税率10%)とを購入した場合には、「区分経理」を行う必要があります!

- (注) 1 帳簿、付表及び申告書は記載を簡略化しています。  
2 経費に係る取引は、全て課税取引として記載しています。  
3 軽減税率8%(消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)、標準税率10%(消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)。

# 軽減税率制度に対応するため、 次の事項をチェックしてみましょう!!

CHECK



## ステップ1 軽減税率制度の内容の確認

- 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務(税額の計算)

全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

## ステップ2 対応するための準備

- 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式( )への対応
- 会計システム等の導入・改修・入替えの必要性の検討(「軽減税率対策補助金」の活用)の検討)
- 記帳、経理処理、申告のための従業員教育

2019年10月1日から2023年9月30日までの間は、仕入税額控除の適用を受けるため、区分経理された帳簿及び区分記載請求書等の保存(区分記載請求書等保存方式)が要件とされます。

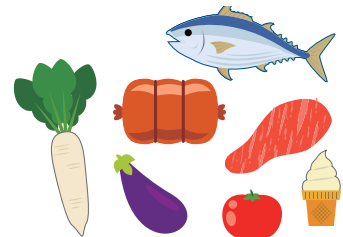


## [参考] 飲食料品の取扱い(販売)がある事業者の準備

- ・売上・仕入商品に係る税率区分(軽減税率の対象取引の有無)の確認
- ・日々の商品管理や販売管理方法の見直し
- ・税率区分に応じた経理処理の見直し
- ・納品書や請求書などの帳票の見直し
- ・値札の付け替え、価格表示の変更準備

売上げについても「区分経理」が必要です。

免税事業者であっても、区分記載請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。



## 個人事業者の方へ(消費税確定申告書の作成手順の変更)



これまでは、「帳簿(元帳等)」から「青色申告決算書」等を作成、「青色申告決算書」等から転記する等の方法で「課税取引金額計算表」等を作成、これらの手順で消費税確定申告書を作成しておりました。

軽減税率制度実施後は、税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。税率ごとに区分していない「青色申告決算書」等では「課税取引金額計算表」へ転記して消費税確定申告書を作成することができませんので、注意が必要です。事業者の皆様の作成している帳簿により異なりますが、軽減税率制度実施後の消費税確定申告書の作成手順は、概ね、次のとおりとなります。

これまで	軽減税率制度実施後
帳簿 ↓ 青色申告決算書等 所得税確定申告書 ↓ 課税取引金額計算表等 消費税確定申告書	帳簿(「区分経理」されたもの) ↓ ↓ ↓ 青色申告決算書等 所得税確定申告書 ↓ ↓ 課税取引金額計算表等 消費税確定申告書

軽減税率の対象品目の売上げがない事業者であっても、仕入れや経費に軽減税率の対象品目がある場合には、区分経理が必要となります。

## 免税事業者の方へ

免税事業者は、自身の消費税申告は必要ないため、仕入税額控除を行うことはありませんが、課税事業者との取引に際しては、課税事業者が仕入税額控除を行う等のため、区分記載請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。

## お知らせ

軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ( [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) )内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。  
軽減税率制度に関するご相談は、消費税軽減税率電話相談センターで受け付けております。  
【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)